



2023年5月11日

西宮市長 石井 登志郎 様
西宮市教育長 重松 司郎 様
西宮市病院事業管理者 南都 伸介 様



西宮市職員労働組合
執行委員長 上田 光理

西宮市病院職員労働組合
執行委員長 勝本 晴子

夏季交渉に関する申し入れ書

1. 一時金は、民間企業におけるインフレ手当等の支給状況を踏まえ、2022年人事院勧告に基づく支給月数（2.2月）を上回る月数とすること。
2. 係長級の管理職手当あるいは職務職責に応じた手当を維持すること。また、係長級の職員については、長時間残業を命じると無報酬となる労働時間が発生するため、超過勤務を命じる以上は、適切な手当を支給できるよう制度を整えること。
3. 持ち家にも経費が掛かるという労使の共通認識があることから、持ち家にかかる住居手当の支給を維持すること。
4. 暫定再任用職員について、定年延長職員との均衡から、一時金の支給月数、扶養手当や住居手当などの諸手当支給を改善すること。
5. 定年前再任用短時間勤務の職員について、給与水準が大幅に低下することから、現役時代と同等の職務職責を担わせないようにすること。また、職場への人員配置において、正規職員一人としてカウントしないこと。
6. 60歳以降に働き続けることが体力的に困難な職場において、65歳まで働き続けられる労働環境を整備すること。
7. 令和4年度に他律的業務の比重の高い部署に該当した部署について、その原因を分析し、適切な対応を取ることによって、令和5年度には36協定の限度時間である月45時間、年間360時間を守れる体制を構築すること。
8. 超過勤務の上限規制について、規則違反に該当しそうな場合、所管課と連携して、全庁的な応援体制を構築すること。
9. 育児休業中の職員の代替を正規職員で行うために、長期的な配置計画を明らかにすること。なお、計画を作成するうえで、病院職員・保育士・保健師・技師など会計年度任用職員では人材が確保できない専門職については早急に配置する計画とすること。また、育児休業中の職員を定数の外におく職員定数条例を再提案すること。
10. 採用が停止されている現業職場において、市民サービスへの影響が出ないよう、体制の整備を行うこと。
11. 小学校低学年の児童を養育する職員について、時短勤務の拡大を行うこと。
12. メンタルヘルス不調で休職している職員や休職から復帰直後の職員がいる職場については、会計年度任用職員と一緒に配置するなど、適切なフォロー体制を整えること。

13. 人事評価制度について、組織目標及び評価項目の具体化と明確化を行い、評価の正統性と客観性を担保すること。
14. 自治体 DX について、電子申請の導入を進めるとともに、電子で行われた申請を電子のまま完結できるように、ハードとソフトの整備を行うこと。
15. 各部署でばらばらになっているルールの統一など、市全体としての効率性を向上させること。また、各部署の努力だけでは解決できない課題に対して、全庁的に取り組むための仕組みを構築すること。

以 上